

地域包括支援センター設置法人代表者様

健康福祉局高齢在宅支援課長

住所地特例に係る事務の変更（介護予防支援）について（依頼）

残寒の候 日ごろから本市の保健・福祉行政に対し御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日の介護保険法改正により、住所地特例対象者に係る制度変更があります。これに伴い、現在介護サービスを利用している介護予防支援（要支援認定1・2）の対象者について、平成27年4月までにケアマネジメントを施設所在市町村の地域包括支援センターへ引き継ぐ事務が発生します。

各市町村の総合事業の実施時期に関わらず、平成27年4月から、すべての市町村において住所地特例に係る事務の変更が必要となりますので、どうぞ御理解と御協力をお願いいたします。

1 住所地特例に関する介護保険法の改正点

住所地特例対象者に対する介護予防支援については、**施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）**が行うこととする。（法第58条第1項）。

住所地特例とは

特定施設等（主に有料老人ホーム等）への入所等に伴い住所を異動された方を一律に施設所在市町村の被保険者にしてしまうと、対象施設が多く建設されている市町村の給付費が増加するといった財政上の不均衡を是正するために設けられた制度。

住所地特例制度に該当された方は、元々住んでいた市町村の被保険者となる。

2 事務変更の対象者

（1）市外在住の対象者 **施設所在市町村：他市町村、保険者：横浜市**

横浜市の住所地特例対象者のうち、要支援1・2認定を受け（H27.1.1現在262人）且つ、介護サービスを利用している方。

（2）市内在住の対象者 **施設所在市町村：横浜市、保険者：他市町村**

横浜市内の住所地特例対象施設に入所している他都市の住所地特例対象者のうち、要支援1・2認定を受け、且つ、介護サービスを利用している方。

※市で対象者把握はできません。

3 地域包括支援センターで行う事務

(1) 市外在住の対象者について 施設所在市町村：他市町村、保険者：横浜市

【横浜市の事務】

市外在住の対象者へ通知を送付する（2月20日頃までに発送予定）

- 平成27年1月1日現在のリストをもとに発送しますので、1月2日以降に市外転出して住所地特例対象者になった方を地域包括支援センターで把握している・把握した場合は、健康福祉局 高齢在宅支援課へご連絡ください

【地域包括支援センターの事務】

委託先の居宅介護支援事業所へ連絡し（2月23日以降に）、施設所在市町村の地域包括支援センターと調整の上、書類等の事務引継を4月までに行う ※

(2) 市内在住の対象者について 施設所在市町村：横浜市、保険者：他市町村

国から全国統ルールについての通知を待っていますが、下記の事務が予測されます。

ア. 保険者市町村（または、市内の住所地特例対象施設、居宅介護支援事業所、本人）などから連絡を受ける

- 横浜市で対象者把握ができないため、保険者市町村等からの連絡待ちとなります

イ. 保険者市町村の地域包括支援センターに連絡をとり、事務引継を行うことを伝える

ウ. 対象者本人に（直接、または居宅介護支援事業所を通して）、担当の地域包括支援センターが変更になる旨を伝え、「介護予防支援に係る契約書」を締結する

- 担当する居宅介護支援事業所と委託契約を結んでいない場合は、新規で契約締結をする

エ. 保険者市町村の地域包括支援センターから対象者に関する資料を引き継ぐ ※

オ. 「居宅・介護予防サービス計画作成依頼(変更・廃止)届出書」を保険者市町村へ送付する

※ 資料引継については、本人の了解を取るとともに、個人情報保護には十分留意してください。

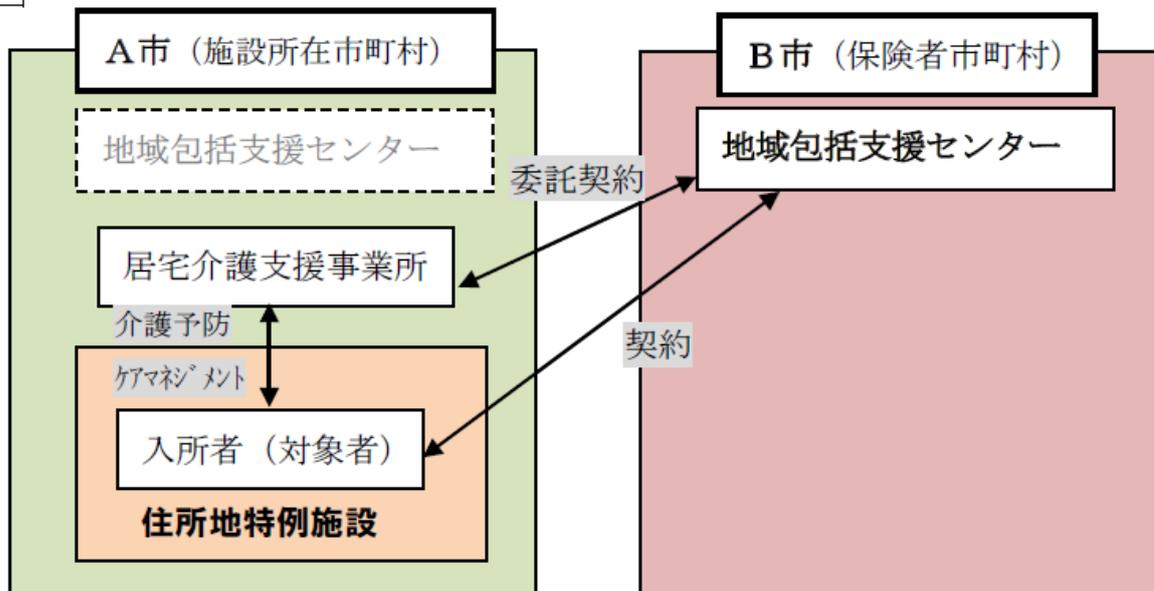
横浜市健康福祉局高齢在宅支援課

担当：見村、山田

電話：671-4129 FAX：681-7789

(参考) 住所地特例に係る事務の変更について (介護予防支援)

改正前



改正後

